**館山市の後援（共催）の申請に関わる手引き**

 　　　　担当課名：館山市秘書広報課

 　　　　電　　話：0470(22)3122

１　申請が認められる団体は

　　国又は地方公共団体，公益法人，ＮＰＯ法人，社会・学校教育団体等です。

２　後援（共催）が認められるのは

 　　その行事が，公益上必要で市施策の推進上有益と認められる場合です。

 　　次に該当する場合は後援（共催）を認めません。

 (1)　営利的団体・宗教的団体・政治的団体

 (2)　公の秩序・風俗をみだすおそれのある場合

 (3)　その他市が不適当と認めた場合

３　市が後援（共催）できる範囲は

1. 共催は，行事の企画又は運営に参加し，共同主催者としての責任の一部を負担すること。
2. 後援は，行事の趣旨に賛同し，その開催に名目的に参加すること。

行事中の事故については申請者の責任となります。

４　申請の手続きは

　　申請用紙に必要事項を記入し，添付書類を添えて，行事実施日１ヶ月前までに提出

　してください。

　　　※添付書類

　　　①申請団体の概要がわかる規約、会員名簿等

　　　②行事の内容を記した計画書、プログラム（案）等

　　　③収支予算書（費用徴収有の場合）

５　申請・問い合わせ窓口

　　行事担当課もしくは秘書広報課

　　　※行事担当課が不明な場合は秘書広報課へ提出してください。

■秘書広報課　秘書係（℡0470-22-3122　館山市役所本館2階）